

措置事項

1 「規制改革集中受付月間」関係

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
「規制改革集中受付月間」の定着化 (内閣府)	a 国において、今後とも規制改革要望が各般の国民各層からより広く抽出され、一層実り多い成果を得ることができるよう、平成19年度以降も「規制改革・民間開放集中受付月間」活動を継承し、定着化を図る。	改定・受付	逐次実施		
	b 常に検証・評価(自己評価は勿論、外部評価も含む。)を行うことで、適宜、その運用・手法等のより一層の充実を図る。				